

新 旧 対 照 表

新	旧
台湾向け輸出食品に関する証明書発行事務処理要領 第1 略 第2 証明書の申請手続 (1) ～ (2) 略 (3) 申請先 高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課 高知県水産振興部 <u>水産業振興課</u> (水産物及び水産加工品等) (4) 略 第3～第6 略 付則 1 この要領は、平成27年5月29日から施行する。 2 この要領は、平成30年1月31日から施行する。 3 この要領は、平成31年4月12日から施行する。 4 この要領は、令和3年5月27日から施行する。 <u>5 この要領は、令和4年6月6日から施行する。</u> (別表1) 略	台湾向け輸出食品に関する証明書発行事務処理要領 第1 略 第2 証明書の申請手続 (1) ～ (2) 略 (3) 申請先 高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課 高知県水産振興部 <u>水産流通課</u> (水産物及び水産加工品等) (4) 略 第3～第6 略 付則 1 この要領は、平成27年5月29日から施行する。 2 この要領は、平成30年1月31日から施行する。 3 この要領は、平成31年4月12日から施行する。 4 この要領は、令和3年5月27日から施行する。 (追加) (別表1) 略